

こんなお悩みをお持ちの 事業主のみなさま

派遣社員の待遇を
見直したい

優秀な
パートタイマーは
どうすれば
確保できるのか?

同一労働同一賃金とは
一体どういうことなの?

賃金制度の
見直し方が
わからない…

お気軽に ご相談ください

相談 無料

STEP 1 電話・メールで
まずはご相談
社会保険労務士が
お悩みをお伺いします

STEP 2 賃金制度の
見直しをお手伝い
事業所を訪問して
賃金制度の見直しについて
助言を行います(希望制)

●相談窓口はこちら

山形県非正規雇用労働者待遇改善支援センター
(厚生労働省 山形労働局委託事業)

〒990-0039 山形県山形市香澄町三丁目2-1 山交ビル8F

TEL **023-687-1570**

✉ y.shiencenter@blue.ocn.ne.jp
🌐 <http://www.y-shiencenter.com>



同一労働 同一賃金

ガイドライン案に関する Q&A



Q 同一労働同一賃金ガイドライン案とはどのようなものですか？

A 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごとに事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正社員の間の待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

Q ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか？
守らないとどうなるのですか？



A ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

※現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも正社員と非正社員の間の不合理な待遇差を禁止しています。

Q 非正社員の待遇改善をする場合に、支援はありますか？



A 賃金規定等の見直しにより、非正社員の賃金を2%以上増額させた場合など一定の場合には、キャリアアップ助成金の支給を受けられることがあります。

Q ガイドライン案の内容について知りたいのですが、どこに問い合わせたらよいでしょうか。

A ガイドライン案に関する情報は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

同一労働同一賃金特集ページ



また、ご質問がある場合は、厚生労働省に設置した専門相談窓口にお電話下さい。



03-3595-3316 (平日9:30~18:15)